

一般社団法人設立について

行政書士小川千尋事務所 行政書士 小川千尋 2025年8月30日

一般社団法人とは何か?

- 元となる法律:「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」
- ・メリット
 - 登記だけで設立可能
 - 活動内容の自由さ
 - 税制上のメリット

- 1 組織構成、要件の確認
- 2 必要な情報の収集、定款作成
- 3 公証人による定款認証

組織構成、要件の確認

非営利型と普通型

項目	非営利型	普通型(非営利型でない)
課税	公益的活動に対して税制優遇	全体に課税
最低人数	理事3名、社員2名	理事1名、社員2名
利益分配	構成員に利益の分配を行わないこと	構成員への還元可能
社会的信用	公共性が高く信用を得やすい	信用を得にくい

組織構成、要件の確認

理事会設置の有無を決める

理事会とは、すべての理事で構成され、下記を行う機関

- 法人の業務執行の意思決定
- 理事の職務執行の監督
- 理事の選定及び解職

理事会あり	理事会なし
多くの事項は理事会で決議	社員総会で決議
理事3人以上、監事1人以上必要	少ない人数で設立可能
原則3ヶ月に1回以上開催する必要	

- 1 組織構成、要件の確認
- 2 必要な情報の収集、定款作成
- 3 公証人による定款認証
- 4 登記申請

必要な情報の収集、定款作成

定款に記載必須の内容

- 目的、名称、主たる事務所の所在地
- 設立時社員、理事の氏名・住所
- 社員の資格の得喪に関する規定
- 公告方法、事業年度、社員総会

- 1 組織構成、要件の確認
- 2 必要な情報の収集、定款作成
- 3 公証人による定款認証
- 4 登記申請

公証人認証

- 1 定款の内容を決める
- 2 公証役場で定款の事前チェックを受ける
- 3 定款へ押印する
- 4 公証役場で定款認証を受ける(電子認証)

- 1 組織構成、要件の確認
- 2 必要な情報の収集、定款作成
- 3 公証人による定款認証
- 4 登記申請

登記申請

定款以外に必要な書類

- 設立時社員の決定書
- 設立時社員の就任承諾書

設立登記申請

• 主たる事務所所在地の管轄法務局に設立登記を申請(司法書士に依頼)。

法人格取得・完了

• 登記完了により法人格を取得し、設立手続きが完了。

まとめ

一般社団法人とは何か?

- 組織構成、要件の確認
- 必要な情報の収集、定款作成
- 公証人による定款認証
- 登記申請